

## [記入要領：学校法人用] 「(法人番号)【学校法人調査票】〇〇学園」について

### [提出方法等]

別添調査票を記入の上電子媒体を、各都道府県が指定する方法で、各都道府県が指定する期日までに御提出ください。

### [記入要領]

記載して頂くシートは「担当者連絡票」シート及び「(法人番号・学校法人名を記入)」シートです。

- ・ 「(法人番号・学校法人名を記入)」シートには、別添「【学校法人用：法人番号一覧】」を参照の上、法人番号及び学校法人名をシート名に御記入ください。法人番号一覧は昨年の提出データを基に作成しております。新設法人や新たに特定公益増進法人となった法人等、貴法人が別添一覧に無い場合は、法人番号ではなく「番号無」と記入して下さい。(学校法人名に変更があった際は、最新の学校法人名を御記入ください。)
- ・ 「質問2」の定員「設置する学校等」の中の、
  - 専修学校（学校教育法第124条(専修学校)に規定する専修学校で財務省令（※別添【記入要領：学校法人用】学校法人調査の赤字部分）で定めるもの）
  - 各種学校（学校教育法第134条第1項(各種学校)に規定する各種学校で財務省令（※別添【記入要領：学校法人用】学校法人調査の青字部分）で定めるもの）における財務省令は、以下の通りです。

所得税法施行規則（財務省令）（昭和四十年大蔵省令第十一号）

第四十条の九（略）

- 一 学校教育法第二百五条第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程でその修業期間（普通科、専攻科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間をいう。次号において同じ。）を通ずる授業時間数が二千時間以上であるもの
  - 二 学校教育法第二百五条第一項に規定する専門課程でその修業期間を通ずる授業時間数が千七百時間以上であるもの
- 2 令第二百十七条第四号に規定する財務省令で定める各種学校は、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された学校教育法第三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校であつて、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当するものとする。

- ・ 御記入いただきたい箇所は黄色のセルです。灰色のセルは他の黄色のセルを御記入いただく事で自動的に記入されるようにしてあります。黄色のセルを御記入いただいたのちに灰色のセルを御確認いただき、内容に誤りが見られる場合には、黄色のセルの記入内容を再度御確認ください。
- ・ 平成29年度の決算ベースで記入してください。
- ・ 「合計金額」には千円単位で表示する様にしていますが、一円の位まで御記入願いません。

例) 合計金額が12万3525円の場合、「123.525」と御記入願います。

表示上は小数点第二位が四捨五入されて「123.5」となりますが、総合計は「123.525」をもとに自動的に入力される仕組みになっています。

・ **寄附者単位で合計した寄附金受入額を欄に計上してください。**

例) 寄附者Aが1万円の寄附を3回行った場合、「1万円が3件」とするのではなく、「3万円が1件」として計上願います。

・ **卒業生一同としての寄附やOB会等の任意団体からの寄附については、計上しないようお願いいたします。ただし、任意団体の代表者名による寄附の場合は、代表者からの寄附1件として「個人からの寄附」に計上願います。**

・ **現物寄付とは、現金ではなく、土地や建物、書籍等、現物のまま寄附されるものを指します。調査票には、学校法人会計基準の事業活動収支計算書に記載する額と同様、時価による価額で記入願います。また、0円として計上している寄附については、本調査票に記載いただく必要はありません。**

・ **国の補助金による購入物は、寄附から除外してください。**

例) 科研費で購入した電子顕微鏡については、寄附には算入しないでください。

・ **集計を円滑に行うため、行や列を追加しないでください。**